別記様式第八号（第六条第三号関係）

利用実績報告書（国際比較目的関係）

年　月　日

殿

所属及び職名
氏　名　（署名又は記名押印）
連絡先所在地
連絡先電話番号
連絡先e-mail

年　月　日付け匿名データの提供に係る依頼書により提供を受けた匿名データについて〔事業が終了／事業について一定期間が経過〕したので、下記のとおり報告します。

記

1．提供を受けたものの名称その他の提供を受けたものを特定するもの	
2．事業の成果の概要	⑴　事業の名称
	⑵　事業の実施期間
	⑶　匿名データを用いて行った国際比較の結果又は匿名データを用いて行った国際比較統計等の提供状況の概要 ※　記入しきれない場合は、別紙に記載し当該別紙を添付すること。
	⑷　匿名データを用いて行った国際比較の結果又は匿名データを用いて行った国際比較統計等の提供状況の公表の取扱い ※　上記内容について、インターネット上に関連の掲載がある場合は、併せてリンク先を掲載すること。

備考

1　やむを得ない理由により事業が中断した場合など「匿名データを用いて行った国際比較の結果又は匿名データを用いて行った国際比較統計等の提供状況の概要」が示せない場合は、該当欄に中断するまでに実施した事業の内容を示すとともに、結果を示せない理由を記載すること。

2　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。

○消防庁告示第二十一号

消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）第二十八条の二第一項第三号ハ並びに第二十八条の三第四項第三号の二及び第十号並びに同条第六項の規定に基づき、誘導灯及び誘導標識の基準の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十一年九月三十日　消防庁長官　河野　栄

誘導灯及び誘導標識の基準の一部を改正する告示

第一条　誘導灯及び誘導標識の基準（平成十一年消防庁告示第二号）の一部を次のように改正する。

第一中「以下「規則」という。）」の下に「第二十八条の二第一項第三号ハ並びに」を加え、「及び第四項」を「、第四項第三号の二及び」に改める。

第二第一号中「蓄光式誘導標識」を「中輝度蓄光式誘導標識」に、「平均輝度を有する誘導標識」を「平均輝度を有する蓄光式誘導標識（規則第二十八条の二第一項第三号ハに規定する蓄光式誘導標識をいう。以下同じ。）」に改め、同第二号中「平均輝度を有する誘導標識」を「平均輝度を有する蓄光式誘導標識」に改める。

第三を次のように改める。

第三　避難口誘導灯の設置を要しない居室の要件

一　規則第二十八条の二第一項第三号ハの消防庁長官が定める避難口誘導灯の設置を要しない居室に設置する蓄光式誘導標識の設置及び維持に関する技術上の基準の細目は、次に定めるところによる。

㈠　蓄光式誘導標識は、高輝度蓄光式誘導標識とすること。

㈡　規則第二十八条の三第三項第一号イからニまでに掲げる避難口の上部又はその直近の避難上有効な箇所に設けること。

㈢　性能を保持するために必要な照度が採光又は照明により確保されている箇所に設けること。

㈣　蓄光式誘導標識の周囲には、蓄光式誘導標識とまぎらわしい又は蓄光式誘導標識を遮る広告物、掲示物等を設けないこと。

二　規則第二十八条の三第三項第一号ハの消防庁長官が定める居室は、室内の各部分から当該居室の出入口を容易に見とおし、かつ、識別することができるもので、床面積が百平方メートル（主として防火対象物の関係者及び関係者に雇用されている者の使用に供するものにあっては、四百平方メートル）以下であるものとする。

第三の次に次のように加える。

第三の二　通路誘導灯を補完するために設けられる蓄光式誘導標識の設置及び維持に関する技術上の基準の細目

規則第二十八条の三第四項第三号の二の消防庁長官が定める通路誘導灯を補完するために設けられる蓄光式誘導標識の設置及び維持に関する技術上の基準の細目は、次に定めるところによる。ただし、光を発する帯状の標示を設けることその他の方法によりこれと同等以上の避難安全性が確保されている場合にあっては、この限りでない。

一　蓄光式誘導標識は、高輝度蓄光式誘導標識とすること。

二　床面又はその直近の箇所に設けること。

三　廊下及び通路の各部分から二の蓄光式誘導標識までの歩行距離が七・五メートル以下となる箇所及び曲がり角に設けること。

四　性能を保持するために必要な照度が採光又は照明により確保されている箇所に設けること。

五　蓄光式誘導標識の周囲には、蓄光式誘導標識とまぎらわしい又は蓄光式誘導標識を遮る広告物、掲示物等を設けないこと。

第五第三号中「蓄光式誘導標識及び高輝度蓄光式誘導標識」を「中輝度蓄光式誘導標識及び高輝度蓄光式誘導標識」に改める。